

イスラム法は、今日、その權威を認められ施行されているとはいえず、コーランそのものに由来している部分はごくわずかしかない。そうした意味合いからすれば、イスラム法は、イスラムの立場からは「聖法」と理解されるべき筋合いのものではない。これは紛れもない事実である。すでに考察したように、コーランには法的な規定に触れた啓示は極端にその数がかぎられており、その大部分は、神の属性と理性の徳目とをこまかく述べる啓示で占められている。今日、シャリーアと呼ばれるものは法学であって、これは、イスラムが拡張期を迎えていたアッバース朝時代に体系化されたものであることから、八世紀から九世紀に至るイスラム帝国主義の論理にもとづいて構成されている。すべてを「白か黒か」で割り切ろうとする論理は、「イスラムの館」(イスラムによる支配が確立している地域)と「戦争の館」(それ以外の地域、つまり、聖戦によるイスラム化の対象となる地域)という形をとってあらわれる。こうした論理は、コーランには「宗教には強制があつてはならない」という明白な規定が述べられているにもかかわらず、背教の抑制という概念に、さらには、背教(宗教的な反逆罪)と国家に対する反逆罪の同一視へと行きついでしまう。イスラムを受け入れない者には屈辱感を味わわせるべきであり、イスラム法廷で証言させてはならないといった規定も、また、その種の「白黒論理」の一つの所産である。したがって、イスラム法を求める声がアルジェリアからパキスタン、さらには、ナイジェリアに至る広範な地域で高まっているとはいえず、イスラム国家がそれを施行、あるいは、強制したとすれば、法の体系化とその発展に固有の矛盾が表面に浮き出てくることになる。

そればかりではない。厳格主義を標榜している原理主義者たちが主として関心をもっているのはイスラム法のうちでも、フドゥード刑と呼ばれている、罪と罰にかかわる規定である。フドゥードは、「限

界」を意味する「ハッド」の複数形であり、フドゥード刑は、イスラム法の外的な限界をなしている。フドゥード刑は最大限度のものであつて、特定の罪に対してのみ科すことができる、もつとも厳しい刑罰にほかならない。預言者ムハンマドの慣行に従つてイスラムを法制化する哲学と見做されているイスラム法は、しかしながら、歴史的には、フドゥード刑の執行を阻止してきた。事実、イスラム法が一貫してとってきたのは、そうした刑罰は、経済的な機会と社会的な平等がすべての人々に保証されている、完全無欠な、また、公正な社会においてのみ執行できるとする立場である。したがって、泥棒の手を切り落とすといったフドゥード刑は、誰一人として窃盗罪など犯す必要がない社会、すべての機会が与えられているので純然たる悪意以外の動機によっては誰一人として窃盗罪など犯す必要がない国家においてのみ執行することができる。

しかしながら、原理主義者たちは、イスラムを限定的ではなく包括的に強制する国家という概念にもとづき、イスラム法が求めている安定の概念を明白な論拠として、フドゥード刑にのみ関心をもっている。原理主義者たちが抱いている純粋という概念に従えば、刑罰は、八世紀に整備された法体系をなす一つ変えることなく執行されなければならない。かくて、イスラム法は、泥棒の手を切り落とし、犯罪者を公共の場において打ち首の刑に処し、姦夫を石打ちの刑によって死に至らしめるといったレヴェルまで引き下ろされてしまう。そのゆえにこそ、イスラム法が強制されている社会は、それがいかなるものであつたとしても、古色蒼然たる中世の色合いを帯びてしまうのだ。私たちは、それを、サウディアラビア、タリバンが権力を握っていたアフガニスタン、シア・ウル・ハク將軍が支配していたパキスタンに見ることができる。原理主義者たちが憑かれていた極刑という脅迫観念は、このうえなく危険な社